

令和元年6月18日現在

機関番号：32658

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K18769

研究課題名(和文) 認可地縁団体による入会林野所有の実態把握 - 入会権の二極分化説の検証に向けて

研究課題名(英文) Analysis of common forests owned by authorized community organizations:  
Differentiation of Iriai-rights into two directions

研究代表者

山下 詠子 (YAMASHITA, Utako)

東京農業大学・地域環境科学部・助教

研究者番号：10733561

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、地域の共有林である入会林野にかかる入会権の変容を検証することを目的としている。入会権の変容を捉える際には、入会集団の法的な形態や林地の地盤登記名義に着目する。生産森林組合や他の所有名義から認可地縁団体へと移行する場合、入会権が一戸に一つの個別的な権利としてではなく、団体として持っている権利として認識されていることが確認された。一方で記名共有名義を取る入会林野では、認可地縁団体へと移行するにはいくつもの障壁があり、条件を満たさないと認可地縁団体へと移行できないことがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

入会林野はかつて日常的に自給的な利用がなされてきたが、現在は林業への期待も薄く、十分な管理が行われていないところが多い。入会林野の登記名義は、明治期以降の政策を受けてありとあらゆるものが存在するが、特に記名共有名義の森林は所有者不明土地問題との関連でも多くの問題を抱える。登記名義を整理するために、地方自治法による認可地縁団体制度が活用されてきているが、認可地縁団体と入会集団では団体の性格や目的も異なるため、そこにかかる入会権の実態に着目する必要がある。入会権の変容を登記名義との関連で分析することは、今後の入会林野政策を検討する際の基礎情報となりうると考える。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to examine the change of communal rights for the common forests in Japan. In particular, I focused on the movement of the change to the name of authorized community organizations set by the revised Local Government Act. In capturing the change in communal rights, I also focused on the legal form of rights-holders groups and registration of the forest area.

When transitioning from a forest producers' co-operative or other ownership to a authorized community organization, it was confirmed that the communal right was recognized not as a single individual right per household, but as a right held as a group. On the other hand, it was revealed the rights-holders who have their common forests registered under the co-ownership by many people can't easily change the registration of their forest into authorized community organizations.

研究分野：林政学

キーワード：入会林野 入会権 認可地縁団体 記名共有林

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

かつては主に自給的利用が行われ、生活に不可欠であった地域住民共有の森林を入会林野とよぶ。入会林野は、その資源を持続的に使えるように、村落共同体等にあたる入会集団が独自のルールを決めて利用・管理してきた。

入会林野をめぐるのは、森林管理のあり方および入会集団をとりまく状況が大きく変わってきている。森林管理に関しては、自給的利用がされなくなってから一部は人工林に転換されたものの、林業の長引く不振を背景に十分な管理や活用がなされていないものが多い。植林や育林に携わったことのない世代は、自分たちの山の境界がわからない、そもそも関心がないといった状況にある。入会集団に関しては、農山村では周辺部の過疎化が進行する一方、地方都市中心部では混住化が進行している。そのため入会集団は、地域に転入者が増えたときに、転入者に対して入会林野の権利を与えるかどうか対応に迫られる。

一方、入会集団の多くは法人格を持たないことから、これまでに様々な名義を借りて林地の登記をしてきた。代表者、記名共有、社寺、大字・旧村、市町村、生産森林組合、公益法人など、ありとあらゆる名義で登記されてきた。一方、1991年の地方自治法改正により、地縁による団体の法人化を認める認可地縁団体制度が創設された。この制度を活用して地縁団体の名義で入会林野を登記する集団が多くでてきている。

しかし、認可地縁団体制度における地縁団体と入会集団ではその性格や目的が大きく異なるため、齟齬が生じていることも考えられる。このような動きを受けて、研究代表者はこれまでの研究において、入会権が個別的権利としての性格と団体的権利としての性格の二種類が存在することを仮説として立てたが、その検証は課題となっていた。

### 2. 研究の目的

本研究は、地域の共有林である入会林野について、森林管理のあり方および入会集団をとりまく状況が変わっていく中で、入会権がどのように変容しているのか明らかにすることを目的とする。特に、近年全国的に進んでいる記名共有名義の入会林野の認可地縁団体名義への変更の動きなど、入会集団が林地の所有名義をどのように選択しているかに注目する。入会権は本来、入会地の地盤所有名義にかかわらず存在するものである。しかし、入会集団は権利者と地盤所有名義がなるべく一致していることを強く望んでいるからである。また、入会林野を法人名義で登記する場合は、その法人が則る制度的な規定の制約を受けることから、入会慣習と法人制度の規定との齟齬がないか、またある場合はどのように対応しているかも明らかにする。このような入会権の変容を分析する際に、入会権の個別的権利としての性格と団体的権利としての性格への二極分化が起きているのか、またそれらを分ける要因を明らかにする。

### 3. 研究の方法

調査は統計資料や文献等の収集および現地における聞き取り調査によって実施した。現地調査は、東京都青梅市、埼玉県小川町、京都府京丹後市、新潟県糸魚川市において実施した。現地調査では、入会林野の管理団体、府県、市町等に対して聞き取り調査を行った。

### 4. 研究成果

#### (1) 公益法人形態をとる入会集団

従来の公益法人に由来する一般社団法人・一般財団法人の名義で入会林野を所有している団体は全国のいくつかの地域に集中して存在する。これらの入会林野を持つ法人が、公益法人改革を機に、認可地縁団体等の他の法人形態へと変更させる動きが見られる。この動きを把握するために、公益法人による入会林野所有の事例が多く存在する東京都青梅市において詳細な現地調査を行った。

その結果、青梅市内で入会林野を持つ公益法人には、公益法人改革により一般社団法人、一般財団法人へと移行しつつ存続する団体がある一方で、一部の団体は法人を解散するものや、認可地縁団体へと移行するものも見られた。また、入会林野の管理という観点では、多くの団体において森林管理の金銭的・人的な資源が不足しているが、東京都保全地域への指定を通じて企業と連携して森林管理を行う、急激な都市化の中でゴルフ場の開発を伴いつつ財産管理を行うなど、様々な工夫をしていることが確認された。宅地開発が進み、人口が大幅に増加した地域の一事例では、従来からの権利者を団体の構成員としつつも、法人が管理する施設は権利者ではない住民も利用できるなど、非権利者に対しても柔軟に対応している団体も見られた。入会集団が持つ財産が森林か宅地か、また森林でも人工林かどうか、等の条件によって、権利者の範囲を決定していることがわかった。

#### (2) 生産森林組合形態をとる(元)入会集団

全国に約3000団体ある生産森林組合のほとんどは、入会林野に由来するものである。このうち8割は、1966年以降に行われてきた入会林野近代化政策によって設立されたものである。しかし、林業経営の不振等の理由から、近年は生産森林組合の解散が増えてきており、とくに解散後に組合有林を認可地縁団体名義へと移す動きが出てきている。これを背景に、2017年の森林組合法一部改正により、生産森林組合を解散せずに認可地縁団体等へと組織変更することを可能にする法的措置が取られた。この組織変更の制度が現場にどのような影響を与えているか

は、現場のみならず、政策担当者や研究者にとっても大きな関心事となっている。そこで、全国でもまだ事例が少ない、生産森林組合から認可地縁団体への組織変更を行った集団に対して現地調査を実施した。

組織変更を実施した京丹後市、糸魚川市の事例調査では、従来の組合を解散する方法より少ない手続きで認可地縁団体へと組織変更を行っていることがわかった。さらに、生産森林組合から組織変更手続きによって認可地縁団体へと移行する場合、従来の入会権が個別的な権利ではなく団体として持っている権利として認識されていることが確認された。

### (3) 記名共有名義の入会林野をもつ入会集団

記名共有名義をとる入会林野は所有者不明土地との関連において、近年特に大きな問題とみられている。現場入会集団の側では、権利者と登記名義人が一致していないことに加え、土地の売買や契約を結ぶ際に、登記名義人や相続人のすべてとは連絡が取れないことが支障を来している。記名共有名義から団体名義に変更する際に考えられる法人が認可地縁団体であるが、認可地縁団体へと移行する際にはいくつもの障壁があり、それらの条件を全て満たさないと認可地縁団体へと移行できないことがわかった。

### (4) 入会権の変容

従来の公益法人、生産森林組合や記名共有名義から認可地縁団体名義へと移行させる場合には、入会権が個別的な権利ではなく団体として持っている権利として認識されていることが確認された。一方で、転入者に対しては門戸を開かず、旧来からの権利者のみの集団として存続する入会集団も確認された。また、記名共有名義を取る入会林野では、認可地縁団体へと移行するにはいくつもの障壁があり、条件を満たさないと認可地縁団体へと移行できないことがわかった。条件としては、地域住民に占める非権利者の割合が比較的低いこと、過去に収益を分配した経験がないこと、入会林野が地域の共有財産として認識されていること、などが考えられる。これらの要因が入会権の内容に影響を及ぼしていることが考えられる。

## 5. 主な発表論文等

### 〔雑誌論文〕(計2件)

山下詠子、入会林野研究の成果と今後の展望、林業経済、査読有り、70(9)、2017、1-21

山下詠子、多数共有地の現状と認可地縁団体制度 - 入会林野を例に、都市問題、査読無し(依頼論文)、107(11)、2016、81-90

### 〔学会発表〕(計3件)

山下詠子、日本の入会林野をめぐる政策および現場の動向、第2回韓日ワークショップ - 持続可能な発展と東アジアのコモンズ(招待講演)、2018年

山下詠子・関岡東生、秦野市における記名共有林の現状と課題、関東森林学会、2018年

山下詠子・竹本太郎、東京都青梅市における入会林野の変遷 - 公益法人有になった事例より、林業経済学会秋季大会、2017年

### 〔図書〕(計0件)

### 〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：

取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。